構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊那市

2 構造改革特別区域の名称

信州伊那ワイン・シードル特区

3 構造改革特別区域の範囲

伊那市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)位置

伊那市(以下「本市」という。)は、長野県の南部に位置し、南東側は南アルプスを越えて山梨県と静岡県に、西側は中央アルプスを境に木曽地域に接している。西部に中央アルプス県立公園を有しており、中央には標高約600m前後の伊那盆地が開け、天竜川が三峰川等の支流を合わせて南下し、扇状地や河岸段丘が形成され、田園、畑作地帯が開け、伊那谷特有の美しい景観をつくり出している。東部は、南アルプス国立公園、三峰川水系県立公園を有し、豊かな自然と広大な山地に抱かれ、水と緑に囲まれた農山村を形成している。

(2) 気候

本市は、東西に3,000m級の山岳を有し、その中央部に天竜川・三峰川が流れる盆地であり、ぶどう栽培に適している。南北に長く、南に行くにつれ気温がやや高くなり、また、天竜川を挟み東側の方がやや気温が高い傾向にある。また、標高600m以上の高地にあるため、年間平均気温が11.0°C(平成29年)と冷涼で、降水量は表日本型に属し、年間降水量は1,021mm(平成29年)と夏冬は少なく、春秋は多く、季節の特徴がはっきりしている。

(3) 人口

平成18年3月31日に旧伊那市、旧高遠町、旧長谷村が合併して新「伊那市」が誕生した際には74,000人を超えていた人口は、平成30年4月には68,419人と減少が続いていることから、本市では市内企業への若者の就業による流出抑制とUターン・Iターンの増加を目指している。また、農業の担い手となる新規就農者の獲得も重点施策としている。

(4) 産業

本市は、機械、電子、食品などの製造業が発展し、上伊那地域の中核都市として、いくつもの工業団地を形成している。また、伊那地区を中心に中小の小売店や郊外型の大型店などが集積しており、産業がバランスよく発展している地域となっている。

また、農業では、肥沃な土地と豊かな水を活かした米作りを基幹として、野菜、果樹、花卉等の栽培が盛んであり、ぶどうの栽培にも適している。標高差や寒暖差をいかして多品種、高品質の農産物の産地であり、地域住民に安全でおいしい食材を提供する地産地消の取り組みも進んでいる。

(5) 観光

本市には、「天下第一の桜」と称される高遠城址公園の桜や仙丈ケ岳を中心とする南アルプス国立公園といった、全国的な観光資源がある。また、スキー場や農業公園、温泉入浴施設など多彩な施設も整備されており、全国から毎年多くの観光客がこれらの観光地を訪れている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の気候は内陸的であり、年間を通じて昼夜の寒暖差が大きく、西日の強さ、日照時間などがぶどうの育成に適しているため、ぶどう栽培を行う農業者が増えてきている。近年では伊那市と信州大学農学部が連携してやまぶどうの栽培に取り組み、やまぶどうワイン「山紫」を製造、販売し特産品化を図っている。また、本市は古くからりんご栽培も盛んであるが、最近地場産のりんごを使ったシードルを生産する事業者も現われ、特産品となりつつあり、県外からの業者も伊那市でのぶどう栽培やワイン等の製造を希望している。このような機運のなかで、特別区域の認定を受けることにより、りんごやぶどうの栽培から醸造を行い、ワインやシードルを生産する農業・企業者がさらにこの地域に参入するよう促す。

また、果実酒やリキュールという新たな特産品の開発は、農業の6次産業化による農家所得の向上、農業の新たな魅力の創出により、新規就農者を始めとする担い手の確保につながり、遊休荒廃農地の発生を抑制する効果が見込まれる。また、酒造業の新規起業により雇用が創出され、若者の流出抑制につながることも期待される。しかしながら、酒類の製造免許を取得するには、酒税法の規定により最低製造数量基準以上の製造を行わなければならず、発展途上であり販路がまだ脆弱な新規事業者には設備投資や在庫リスクが重くのしかかり、起業の妨げになっていることから、本特例措置は不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、農業の担い手不足、高齢化の進行や耕作放棄地の増加などの課題を抱えており、 今後も持続可能な農業・農村とするための取組みが不可欠となっている。このような状況の中、 醸造用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が現れるとともに、新たに参入を希望する事 業者が出現するなど、より付加価値の高い農業を目指した新たな産地モデルが形成されつつあ る。

規制の特例措置の活用により、これら生産者によるワイン等製造への参入を促すとともに、 醸造用ぶどう等の生産振興の観点からも発展が見込まれる。

さらに、市内で生産されるりんご・ぶどうなどについて、用途拡大が図られることで、農業収益の改善、安定経営のほか、産地構造の変革による経営形態の多様化が図られる。これらによって醸造用ぶどうの産地化、それに伴う耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、6次産業化など、包括的な農業振興施策の展開が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、本市内の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進する。商工業と連携した新しい雇用の場の創出による定住人口の増加、観光業との連携による交流人口の増加などの効果を上げることを目標とする。

果樹等の永年性作物を栽培することにより、荒廃農地の解消、新規就農者の確保、農業経営の多角化による農家所得の向上を目指す。

- ①醸造用ぶどう等の生産拡大による産地化、耕作放棄地解消及び新規就農者確保
- ②ワイナリー設置による経営の複合化、6次産業化による所得の増大
- ③経済活動への波及・交流人口の拡大による地域の活性化

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの提供、 販売が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物のブラ ンド力の向上、消費、利用拡大、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず区域全体の産 業の振興の活性化につながることが期待される。

(1) 認知度及びブランド力の向上

特例措置を活用して果実酒、リキュールを製造する小規模な事業体にとって、本市が多角的な販路拡大の情報発信を行うことは効果的であると考えられる。

ワインを切り口とした宣伝により本市の認知度を向上させ、ワイン関連産業のみならず、本 市のブランド力が強化され、将来的には国内だけでなくワインの海外輸出にもつながることが 期待される。

(2) 地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

このことにより、農家の経営の多角化や規模拡大、農地の有効利用が進み農業経営の安定 化、担い手確保や後継者不足の解消にも寄与することが期待できる。

果樹等の永年性作物の栽培は、農地の有効利用による荒廃農地の解消だけでなく、景観形成の向上や土地の保全にも寄与し、観光面にも大きな効果が得られる。

(3) 交流人口の拡大

本区域内におけるワイナリー設置が進むことで、酒類の製造や提供を行うことによる新たな 農業体験や地場産品メニューの開発による誘客を行うことができる。

ワインツーリズムをはじめとしたワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラムを 組んだ農家民宿などが可能となり、観光ニーズの多様化に対応した、新たな誘客施策として、 交流人口の増加と産業振興を図る。

(4) 地域の関連産業との連携

ワイナリー、農産物直売所などが整備されることにより、地元農畜産物の地産地消が促進され、ワイン産業に関わる生産、醸造、流通、販売、観光など多様な業種間における連携により、地域ぐるみでの6次産業化により相乗的な事業効果が発揮され、活力ある地域づくりを推進させることができる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成35年度
特産酒類製造事業者数	0件	1件	2件
特産果実酒製造数量	O kl	2 kl	2. 5k1
特産リキュール製造数量	O kl	O kl	1 kl

8 特定事業の名称

・709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実(ぶどう・りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 伊那市の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された果実(ぶどう・りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実(ぶどう・りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の

納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査 の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。